

中小企業経営改善計画策定支援研修【実践研修】募集要項（仙台校開催）
(2024年10月 仙台校開催)

1. 研修のねらい

この研修は、中期経営改善計画を策定する中小企業者の支援にあたる税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等の資格を持つ者又はそれらが営む事務所の役職員、民間コンサルティング会社の役職員、金融機関の役職員、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会の役職員等中小企業の経営支援を行おうとする者に対し、支援に必要な税務、金融及び企業の財務等専門的な知識を、グループ演習を通じて実践的に学び、当該経営改善計画の策定、支援の経験値の向上に寄与することを目的としています。

2. 研修の特徴

- (1) この研修は、中小企業が金融機関からの借入の条件変更を依頼する際に必要となる資料の作成を支援し、併せて金融機関に対する説明を行うという実践的なテーマで実施するものです。
- (2) 研修は、すべて演習形式により行います。基本的に講義は行いません。演習は、5～7名程度のグループで行います。
- (3) この研修は、中小企業等経営強化法に基づく実務経験の付与を目的とした認定研修です。
- (4) 日本税理士会で定める認定研修です。また、日本公認会計士協会の CPD 認定研修です。
- (5) また、財務・会計等の専門的な知識を付与する研修で学んだ知識を活かして本研修を受講することを想定しているため、中小企業経営改善計画策定支援研修（理論研修）との親和性を確保しています。

3. 受講対象者

税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、社会保険労務士、司法書士、経営士等の士業の者、金融機関の役職員、NPO法人、民間コンサルティング会社、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、その他中小企業等経営強化法に基づく経営改善計画の策定支援を実施する者であって、中小企業の経営支援業務の実務経験が3年未満の者又は中小企業の経営支援業務の実務経験が3年以上であって、そのうち経営革新等支援業務の実務経験が1年未満の者。

※注）金融機関の現役職員について 当研修では、銀行法に定める普通銀行（兼業規制をされている金融機関で、都市銀行、地方銀行、第二地銀、信託銀行等）と協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫等）を指します。保険会社、消費者金融、債券回収会社等は該当しません。

ただし、税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士の者及び金融機関の役職員を除く者については、以下のいずれかの条件について該当すること。

- (1) 経営革新計画等の策定に際し、主たる支援者として関与したあと、当該計画の認定を3件以上受けていること。＜ただし、「経営力向上計画」については、最大1件までしか実績として認めません。＞
- (2) 中小企業経営改善計画策定支援研修【理論研修】の専門的知識判定試験に合格していること。

※1 認定取得を目的とする方は、国の認定制度に基づく計画（経営革新計画、経営力向上計画、地域資源活用事業計画、異分野連携新事業分野開拓計画、農商工等連携事業計画、中小企業承継 事業再生計画、中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会）の関与する再生計画等）の策定支援への関与度合に応じて、研修の受講が免除される場合があります。申込者ご本人の実務経験に応じてお申込みください。なお、実務経験の判断は、中小機構及び中小企業大学校では行いません。研修の受講申込みにあたり、実務経験内容（受講資格）の適否についてご不明な点等がある場合は、予め、所管の経済産業局にご確認ください。

※2 理論研修の受講等が必須要件でない士業等の方でも、「法人」として認定を受ける場合には、理論研修の受講等も必要になる場合があります。

※3 「認定経営革新等支援機関」としてすでに認定されている方は、申込者が募集定員に達しない場合に、更新や自己研鑽等を目的としてご受講いただけます。

※4 中小企業大学校（中小機構）にて「理論研修」及び「実践研修」を受講し、試験合格を経て認定経営革新等支援機関になられた方が更新手続きをされる際は、それぞれの試験のみを受験し、合格することにより、更新手続きが可能です（これまでに、「理論研修」及び「実践研修」の受講を修了している場合は、再度、研修を受講することなく、「専門的知識判定試験」及び「実践力判定試験」を受験することが可能です）。なお、更新に際して、「専門的知識判定試験」と「実践力判定試験」または「両方の試験」のいずれの受験・合格が必要かについては、こちらではわかりかねます。ご不明な点は所管の経済産業局にお問合わせください。

受講条件

- ・授業において、経営改善計画のシミュレーションを行う際にマイクロソフトのエクセルを使用し、マクロ関数及びビジュアルベーシック（VBA）を用いるため、会計ソフト、表計算ソフトなどパソコンのアプリケーションを使用することに抵抗感のない方。また、これらの操作を自主的に学習することができる方。（エクセルの環境設定を事前にご自身で行っていただきます。）
- ・商業簿記3級以上又はそれと同等以上の知識を持つ方。
- ・パソコンを使用しますので、受講日には各自ご持参ください。

4. 研修の構成・期間

日程：2024年10月31日（木）～11月1日（金）（2日間・12時間）

<カリキュラム>

月/日	時間	科目	内容
	9:30-9:50	オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・研修のねらい、学習目標等概要について説明します。 ・研修に必要なパソコンの環境設定の確認を行います。
10/31 (木)	9:50-10:20 [30m]	演習の進め方について	<ul style="list-style-type: none"> ・研究課題（設問）に対する学習の進め方、グループ学習の進め方などについて説明します。
	10:20-17:00 [5h40m]	机上総合演習（グループ形式による検討・作業）	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者から資金繰りの相談を受けた場合の緊急性の診断とその対処方法について、演習を通じて学ぶことができます。 ・中小企業者が金融機関からの借入の条件変更（リスケジュール）のための説明資料を作成するという設定の机上演習を実施します。
	9:20-14:40 [4h20m]		
11/1 (金)	14:40-16:10 [1h30m]	グループ発表	<ul style="list-style-type: none"> ・主力取引金融機関に説明し、理解を得るという設定により、1班15分程度で発表していただきます。 ・グループ発表終了後、講師より講評を行います。
	16:10-16:20	終講式	修了証書の授与

※1 研修内容は変更になる場合があります。

※2 11月1日（金）の講義終了後、17時00分から実践力判定試験を実施いたします。

5. 実践力判定試験の実施

本研修（実践研修）の修了者で、中小企業等経営強化法に基づく経営革新等支援機関の認定を受けたい方に対して、試験を実施し、可否を判定します。

※所定開講時間数の90%以上出席できない場合は、当研修の修了要件を満たさないため研修修了とならず、認定申請に必要な実践力判定試験は受験できませんので、ご注意ください。

月/日	時間	科目	内容
11/1 (金)	17:00-18:30 [1h30m]	実践力判定試験	中小企業が経営改善計画を策定することを支援するために必要となる能力・指導力の確認を目的とした記述（空欄補充や計算）又は選択式問題

試験概要

- ① 中小企業が、中小企業管理会計の導入を前提とした経営状況の把握と経営方針、利益計画、資金計画の策定とそのアクションプランの策定等中小企業が経営計画を策定することを支援するために必要となる能力・指導力の確認を目的とした記述（空欄補充や計算問題）又は選択式問題
- ② 後日、可否の判定結果を郵送いたします。
- ③ 不合格の者は、中小企業大学校が実施する試験を再度受験することができます。（ただし、再度、本研修を受講する必要はありません。）

※試験問題、採点および可否についてのお問合せには一切応じられません。

6. 研修会場・試験会場

中小企業大学校仙台校
〒989-3126 宮城県仙台市青葉区落合4-2-5

7. 募集定員

30名（先着順）

※受講申込者が定員を超える場合は、実践力判定試験を受験される方を優先させていただきます。

8. 受講料

受講料 26,000円（税込）

9. 受験料

実践力判定試験を受験希望する方は、上記8の受講料のほかに、
受験料 5,000円（税込）が必要です。

【ご注意】

（1）受講料

開校日前日までの受講辞退に伴う受講料返還の可否及び返還額については当機構の規定に基づきます。ただし、等研修の開講日以降においては、受講料を返還することは一切できませんのでご注意ください。

（2）受験料

研修の未修了により実践力判定試験の受験資格を有さなくなった場合を含め、理由の如何を問わず、返還することはできません。

（3）受講料・受験料

受講料・受験料の一部又は全額を他の研修の受講料等に充当することはできません

10. 受講申込みから受験までのスケジュール

お申込み後、受講決定者には開講日のおよそ3～4週間前を目途に「受講決定通知書兼請求書」を発送いたします。

「実践力判定試験」の受験を希望されている方については、研修を修了された方に受験票を当日お渡しいたします。

11. 申込方法

(1) 申込書類の送付

ホームページ掲載の様式「**受講申込書（2024年10月）**」にご記入の上、FAXにてお申込みください。

申込先 中小企業大学校仙台校 研修課あて
FAX：022-392-8812

※申込書はホームページに掲載されている書式を印刷してご使用ください。

※申込方法はFAXのみとさせていただきます。郵送、メールによる申込は受付けておりません。申込書を直接持参で提出することはできません。なお、ご提出いただいた書類は、原則、返却致しませんので予めご了承ください。

(2) 受講料及び受験料のお振込み

受講決定者には「**受講決定通知書兼請求書**」を送付いたしますので、記載されている金額を指定の期日までにお振込みください。

振込の際の注意

- ・専用の振込用紙はありません。各金融機関に備付けの用紙またはATM等をご利用ください。
- ・受講料等の振込名義は、個人受講については本人名を、それ以外の機関派遣については必ず認定を受ける機関名を記入して下さい。
- ・必ず電信振込指定をお願いします。（文書振込みはお使いいただけません。）
- ・振込票（控え）を持って領収書に代えさせていただきます。
- ・振込票（控え）・利用明細書等の振込金額・振込日時・振込先が記載されたものは後日確認させていただく場合がございますので、大切に保管してください。
- ・期限日までお振込み頂けなかった場合、ご受講できない場合がございますのでご了承ください。

12. 個人情報の取り扱い

本研修の応募のためにご提出をいただいた個人情報については、本研修の実施と運営に関する範囲で取り扱います。なお、より効果的に研修を行うため、講師に個人情報をお知らせする場合があります。

また、本試験の応募のためにご提出をいただいた個人情報については、試験の実施と運営ならびに認定支援機関を申請した際の確認等に関する範囲で取り扱います。

13. 中小企業経営改善計画策定支援研修（実践研修）に関するQ&A

<受講条件について>

Q 1 : 受講条件に挙げられていることは必須ですか？

A 1 : 本研修は、中小企業の経営改善計画策定支援のための実践能力を得ていただくことを目的としておりますので、そのために必要な基本的な知識（財務、会計、経営計画等）、策定するための必要最低限のパソコンスキルを持っていることが必要となります。

Q 2 : 実践力判定試験を受験しないのですが、研修は受講してよいのでしょうか？

A 2 : 構いません。ただし、応募多数の場合は受験を希望する方を優先させていただきます。

Q 3 : 受講資格について

A 3 : 受講対象者は、中小企業等経営強化法に基づいて経営改善計画の策定支援を実施する、あるいは実施しようとする者でなければなりません。受講者ごとの要件は、以下のようになっています。

	①中小企業の経営支援業務の実務経験が3年未満の者	②中小企業の経営支援業務の実務経験が3年以上で、経営革新等支援業務の実務経験が1年未満の者	③経営革新計画等の策定に際し、主たる支援者として関与したあと、当該計画の認定を3件以上受けている者 <u><ただし、「経営力向上計画」については、最大1件までしか実績として認めません。></u>	④中小企業経営改善計画策定支援研修（理論研修）の専門的知識判定試験に合格した者
税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士の資格をお持ちの方	受講可	受講可	—	—
社会保険労務士、司法書士等	かつ③又は④に該当 受講可	かつ③又は④に該当 受講可	かつ①又は②に該当 受講可	かつ①又は②に該当 受講可
金融機関の役職員の方	受講可	受講可	—	—
NPO法人、民間	かつ③又は④に	かつ③又は④に	かつ①又は②に	かつ①又は②に

コンサルティング 会社、 商工会、商工会議 所及び中小企業団 体中央会の役職員 の方	該当 受講可	該当 受講可	該当 受講可	該当 受講可
---	---------------	---------------	---------------	---------------

※なお、実務経験の判断は、中小機構及び各中小企業大学校では行いません。受講資格の判断に迷う場合は、認定申請書の提出先である経済産業局に必ずご確認ください。

<申込書類について>

Q 4 : 認定経営革新等支援機関の更新の時期が来たのですが、再度、研修受講は必要ですか？

A 4 : 中小企業大学校（中小機構）にて「理論研修」及び「実践研修」を受講し、試験合格を経て認定経営革新機関になられた方が更新手続きをされる際は、それぞれの試験のみを受験し、合格することにより、更新手続きが可能です（これまでに「理論研修」及び「実践研修」の受講を修了している場合は、再度、研修を受講することなく、「専門的知識試験」及び「実践力判定試験」を受験することが可能です。なお、更新に際して、「専門的知識試験」と「実践力判定試験」または「両方の試験」いずれの受験・合格が必要かについては、こちらではわかりかねます。ご不明な点は所管の経済産業局へお問い合わせください。（※中小企業大学校（中小機構）の研修を受講していない場合、試験だけを受験することはできません。

Q 5 : 機関（法人）から受講する場合に、申込みの際の注意点は？

A 5 : 受講のお申込みは、認定を受けようとする機関（法人）名でお申込み下さい。また、お振込みも同じ機関名でお振り込み下さい。

キャンセルなどにより当校より返金の手続きをする場合、そのお振込先名あてにお振り込みいたします。

法人でお振り込みを受けて個人に返金、あるいはその逆など、申込名称以外のところへ振込みすることは、トラブルの原因となりますので、同一名称で手続きさせていただきます。

Q 6 : 受講申込書欄の「所属長役職」と「所属長名」は誰にしたらよいのですか？

A 6 : 当校からの指定はありません。事務処理の関係などで、ご都合の良い方をご記入ください。ただし、同一機関で複数名受験される場合は、所属長は同一人にしてください。

また、個人で申し込まれる場合は、記載は不要です。事務連絡担当者名の欄は「本人」としてください。

<研修中の遅刻・早退の取扱いについて>

Q 7 : 研修中の遅刻・早退の取扱いについて

A 7 : 1時間以上の遅刻又は早退の場合は、いかなる理由の場合であっても修了要件を満たさなくなり、修了証書を発行できなくなりますのでご注意ください。

<実践力判定試験について>

Q 8 : この研修を受講すれば、試験を受けられるのでしょうか？

A 8 : 受講するだけでなく、当校の所定の修了要件を満たす必要があります。修了した方だけが当該試験を受験することができます。

Q 9 : 試験の結果はどのようにお知らせいただけますか？

A 9 : 試験終了後、採点及び合否の判定をして全員に合格・不合格の結果を郵送でご通知いたします。なお、合格者にお送りする合格通知書は経営革新等支援機関の認定申請の際に必要な書類ですので、大切に保管してください。

Q 10 : 不合格の場合に再度試験のみ受験することはできますか？

A 10 : 本研修を修了された方で実践力判定試験に不合格であった方は、中小企業大学校が実施する同試験を再度受験することができます。

お申し込みの際には、受験料と修了証書の写しが必要となります。

<宿泊先について>

Q 11 : 宿泊先は大学側で用意していただけるのですか？

A 11 : 仙台校の宿泊施設「萩明寮」をご利用いただくことができます。

近隣の宿泊施設をご利用の方は、ご自分で確保していただくようお願いいたします。

なお、仙台校の「萩明寮」をご利用の場合は、別添の受講申込書下段に掲載の「入寮申込書」の各項目にすべて記入してください。

※「萩明寮」については仙台校のホームページを参照ください。

仙台校トップページ→施設のご案内→宿泊施設